

平成 21 年 12 月 1 日

社会保険庁総務部総務課

(担当・内線)

総務課長 樽見(3507)

企画室長 橋本(3671)

人事調整官 藤原(3516)

(電 話 代 表) 03(5253)1111

(直 通)

樽見 03(3595)2641

橋本 03(3595)2762

藤原 03(3595)2700

報道関係者 各位

就職の決まっていない社会保険庁職員への対応策について

本年末をもって社会保険庁が廃止され、来年 1 月から日本年金機構が設立されますが、それに際して、就職の決まっていない社会保険庁職員への対応策について、別添のとおり取りまとめましたので、公表します。

就職の決まっていない社会保険庁職員への 対応策について

1. 日本年金機構の准職員の追加募集

- 日本年金機構においては、採用内定者の辞退もあるため、機構の年金業務に支障を来さないよう、分限免職になる可能性のある社会保険庁職員のうち懲戒処分を受けていない者(*)を対象に、170人程度、准職員(**)の追加募集を行う。

* 昨年7月に閣議決定された「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」においては、懲戒処分を受けた者は、日本年金機構に採用されないこととされている。

** 「准職員」は、日本年金機構の有期雇用の職員であり、当初は1年間、以後更新により最大で7年間の雇用期間となる。

- なお、今後約2年間、年金記録問題に集中的に取り組むこととしており、日本年金機構の取組体制を強化するため、社会保険庁から厚生労働省への転任内定者の一部(130人)を平成24年3月までの2年3か月間、日本年金機構に出向させる。

2. 厚生労働省の非常勤職員としての採用

- 厚生労働省において、非常勤職員を200～250人程度、公募する。(2年3か月の範囲内)
- この公募には、分限免職になる可能性のある社会保険庁職員(懲戒処分を受けた者及び懲戒処分を受けておらず日本年金機構不採用の者を含む。)も民間人も応募できることとする。

11月16日現在で、就職の決まっていない者約500人であり、そのうち、懲戒処分を受けた者約300人、懲戒処分を受けていない者約200人である。

日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画(抜粋)

平成20年7月29日閣議決定

IV 職員採用についての基本的考え方

- 特に、国民の公的年金業務に対する信頼回復の観点から、懲戒処分を受けた者は機構の正規職員及び有期雇用職員には採用されない。

VI 機構の発足に向けて

- 機構に採用されない職員については、退職勧奨、厚生労働省への配置転換、官民人材交流センターの活用など、分限免職回避に向けてできる限りの努力を行う。